

官民の人材交流の円滑な実施のための支援 ロジックモデル

事業の目的：

官民交流の推進に資するよう官民人事交流制度の認知度を上げ、官民人事交流の活用を検討したいと考える企業を増やす。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>予算額</p> <p>【29年度】4百万円 (1 2.9百万 2 1.5百万)</p> <p>【28年度】5百万円 (1 2.9百万 2 1.6百万)</p>	<p>1 官民人事交流に関する説明会・意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明内容等の検討 ・開催都市の選定 ・内閣人事局、人事院及び経済団体との調整 ・民間企業への開催周知 <p>2 地方における広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問先での説明、ヒアリング内容及び依頼事項の検討 ・訪問計画の策定 	<p>1 官民人事交流に関する説明会・意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要都市における、政府主催説明会開催（内閣人事局及び人事院と共催） <p>2 地方における広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等を訪問して会員企業への周知協力を依頼 	<p>1 官民人事交流に関する説明会・意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民人事交流の認知度の向上 ・官民人事交流を検討する企業の増加 <p>2 地方における広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民人事交流の認知度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民人事交流の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法18条の5②、18条の6② ・官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針（平成24年6月24日内閣総理大臣決定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の開催時に実施したアンケート結果等を基に説明内容等を検討 ・開催候補都市の経済団体へヒアリングした結果及び過去に開催した際の参加企業数を基に開催都市を選定 ・案内状を送付した民間企業数 <ul style="list-style-type: none"> ■29年度実績 3,654社 ■28年度実績 3,195社 ・各都道府県の官民人事交流実績及び前年度に訪問した経済団体等に対して実施したアンケート等を分析して、その結果を基に訪問先を選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催数 <ul style="list-style-type: none"> ■29年度実績 5都市・6回 ■28年度実績 5都市・6回 ・訪問都道府県数、団体数 <ul style="list-style-type: none"> ■29年度実績 9県、43団体 ■28年度実績 12県、43団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)説明会参加企業数、(2)説明会参加企業のうち官民人事交流を実施又は検討したいとした出席者の割合 <ul style="list-style-type: none"> ■29年度実績 (1)225社、(2)90.7% ■28年度実績 (1)225社、(2)92.2% ・(1)訪問した団体から制度を周知した民間企業数、(2)経済団体主催会合における制度説明機会の提供を受けた回数（民間企業数） <ul style="list-style-type: none"> ■29年度実績 (1) 6,470社、(2) 5回（255社） ■28年度実績 (1) 5,894社※、(2) 5回（136社） ※特殊要因を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の説明会参加企業の27～29年度の官民人事交流実績、(1)実施した割合、(2)未実施の民間企業が新規で実施した割合 <ul style="list-style-type: none"> ■(1)29.3%(63/215社)、(2)10.5%(16/153社) ・各都道府県の経済団体を通じたPRをした後2年度以内の官民人事交流実績、(1)実施した民間企業がある都道府県の割合、(2)新規で実施した民間企業がある都道府県の割合 <ul style="list-style-type: none"> ■(1)83.3%(35/42都道府県)、(2)66.7%(28/42都道府県) <p>※初めて官民人事交流を実施した民間企業に対して、どのようにして制度を知ったかなどを、今年度調査する予定</p>

手段と目標の因果関係に関する検討の結果

民間企業に対する官民人材交流の広報・啓発に関して、民間企業数の多い主要都市においては、政府が主催する説明会を中心に実施し、その他の都市においては、経済団体等を通じるなどして実施することが効率的かつ効果的であると考えられる。

【1】課題把握・目標設定

国と民間企業との間の人事交流に関する基本方針（平成 12 年 3 月 22 日内閣総理大臣決定）において、複雑・高度化する行政課題に対し公務員の対応能力を高め、国民の負託に応えていくため、幅広い分野における多様な人材について、「官から民」、「民から官」の双方向の交流の一層の拡充を図ることが必要であるとの方針が示された。採用昇任等基本方針（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、官民を超えた有為な人材の登用、職員の意識改革、人材の育成、行政運営の活性化等の観点とともに、公務部門で培ってきた知識経験の民間等他の分野での活用等の観点から、官民人事交流制度等を積極的に活用し、幅広い分野における多様な人材について、「官から民」、「民から官」の双方向の交流を拡充するとの方針が示されている。したがって、一層の官民人事交流の推進が課題である。

この課題を踏まえ、当センターは、官民人事交流の中で広報・啓発活動を担当し、その充実により、官民交流の推進を図っている。政策評価書において、測定指標として「説明会終了時に実施するアンケートにおいて、官民交流を実施又は検討したいとした出席者の割合」を用いている。昨年度は、目標値 85.0%以上に対して、実績値は 90.7%であり、目標を達成した。

なお、これまでは、景気動向等にも左右される官民人事交流の件数についての目標は定めていないが、広報・啓発活動を通じて前年度実績を上回るようにしたい。

【2】政策手段の比較・検討

官民人事交流の広報・啓発活動の手段として、経済団体等からヒアリングした結果などから、①民間企業向け説明会を開催する方法、②経済団体を訪問して、制度説明をした上で、経済団体主催会合における会員企業への説明機会の提供や会員企業への周知協力を得る方法、③経済団体へ電話して、経済団体主催会合における会員企業への説明機会の提供や会員企業への周知協力を得る方法、④ウェブサイトを活用して周知する方法、⑤民間企業を個別に訪問してPRする方法、⑥TVCM及び新聞広告等を出す方法が考えられ、それぞれ、以下の性質が挙げられる。

① 民間企業向け説明会を開催する方法

参加企業に対して直接、十分に制度をPRすることができ、府省の人事担当者との意見交換会を併せて実施することにより出会いの場を提供できるが、開催の手間やコストがかかる。

② 経済団体等を訪問して会員企業に対する周知協力を得る方法

経済団体等を訪問して、直接、制度やメリットを説明した上で協力依頼するため、協力を得やすいが、訪問のための手間やコストがかかる。

③ 経済団体等へ電話して会員企業に対する周知協力を得る方法

少ない手間やコストで実施できるが、十分な説明が難しく、先方が官民人事交流制度を知らないケースなどでは協力を得ることが難しい。

④ ウェブサイトを活用して周知する方法

即時性、広域性があり、また、民間企業が情報へ容易にアクセスできる利点があるが、制度を知らない民間企業に対するPRの効果が期待できないという性質がある。

⑤ 民間企業を個別に訪問してPRする方法

直接民間企業にPRできるが、訪問先の民間企業が官民人事交流に関心を持たないケースが多いと非効率になる。

⑥ TVCM及び新聞広告等を出す方法

広く国民に対して周知するのに適しているがコストが高い。

【3】手段と目標の因果関係の検討

民間企業に官民人事交流を実施してもらうためには、官民人事交流の制度及びメリット等を認識してもらう必要がある。そのためには、民間企業に対する広報が重要な役割を果たす。当センターでは、民間企業に対する広報を担当しており、その広報の成果が官民交流実績に反映されると考えられる。

昨年度訪問した経済団体のうち、官民人事交流制度を知っていた団体に対して「制度をどのようにして知ったか」ヒアリングしたところ、回答のあった団体の過半数（8/15 団体、53.3%）が「官民人材交流センターの広報活動で知った」と回答している。このことから、官民人事交流の推進のために、当センターが広報活動を行うことが有効であると考えられる。具体的には、上記【2】に記載の性質を踏まえると、次の①から④の手段が効果的と考えられる一方、⑤及び⑥に関しては、コストに見合った効果が得られないと考えられる。

なお、分析の精度を高めるため、新規に官民人事交流を実施した民間企業に対するアンケートを今年度実施し、民間企業がどのようにして制度を知ったのかなどについて調査することとしている。

① 民間企業向け説明会を開催する方法

平成 26 年度に政府主催説明会（官民人事交流に関する説明会及び意見交換会）に参加した民間企業 215 社のうち、平成 27 年度から平成 29 年度に官民人事交流を実施した民間企業が約 3 割（63/215 社、29.3%）あった。したがって、民間企業数が多く、参加する民間企業数がある程度見込まれる主要都市においては、政府主催で説明会を開催して、参加企業に対して十分に PR し、府省との意見交換の場を提供することが、効果的と考えられる。

② 経済団体等を訪問して周知協力を得る方法

過去に各都道府県の経済団体を訪問してその協力を得て、会員企業に周知を行ったケースのうち、約 8 割（35/42 都道府県、83.3%）で、訪問後 2 年度以内に、官民交流を実施した民間企業があった。したがって、上記①以外の地域においては、経済団体を訪問して制度説明をした上で、経済団体主催会合における説明機会の提供を得て、当該会合へ出席した民間企業に対して直接 PR することが効果的であると考えられる。また、経済団体から主催会合における説明機会の提供が得られない場合であっても、パンフレット等の会員企業に対する配布などによる周知協力を得られるケースがほとんどであることから、経済団体を通じてパンフレット等を配布することにより、民間企業に対して PR することが効果的と考えられる。

③ 経済団体等へ電話して周知協力を得る方法

例えば、前年度に訪問して十分に制度等を説明した経済団体に対しては、訪問の手間をかけなくても、電話で会員企業に対する協力依頼をすること

によって会員企業への周知協力を得ることが可能であると考えられる。したがって、そのような経済団体に対しては、電話で依頼することにより、②と同様の方法で会員企業へPRすることが効率的かつ効果的であると考えられる。

④ ウェブサイトを活用して周知する方法

平成29年度の官民人事交流に関する説明会及び意見交換会への参加を申し込んだ239社のうち、119社（49.8%）が当センターのウェブサイトに設置した申込フォームから申し込んでいる。また、この119社に対してアンケートを実施した結果、回答があった114社のうち、14社（12.3%）が説明会を当センターなどの国の機関のウェブサイトで知ったと回答している。このことから、ウェブサイトによる広報効果が認められると考えられる。

⑤ 民間企業を個別に訪問してPRする方法

平成28年度に17社の民間企業を訪問して、政府主催説明会への参加を促したところ、6社が説明会に参加したものの、平成29年度に官民交流を実施した民間企業はなかった。17社を訪問するのに要した手間に見合った効果が認められないため、他の方法による広報活動を実施することが効果的であると考えられる。

⑥ TVCM及び新聞広告等を出す方法

官民人事交流の実施対象は民間企業であるため、民間企業へ周知することが重要である。民間企業に対しては、上記②のとおり経済団体の協力の下、低コストで効果的な広報を実施しており、高いコストをかけてこの方法を実施する必要性は低いと考えられる。

【4】効果の測定

過去の実績を見ると、平成 26 年度に開催した政府主催説明会に参加した民間企業のうち約 3 割が、その後、官民人事交流を実施していることや各都道府県の経済団体を通じて民間企業へ P R した後 2 年度以内に官民人事交流を実施した民間企業がある都道府県の割合が約 8 割あることなどから、当センターの広報活動が、その後の官民交流実施に結び付いていると考えられる。したがって、昨年度に実施した以下の広報活動は、官民交流実績につながるものと考えられる。

昨年度は、5 都市（6 回）において、経済団体の協力の下、人事院及び内閣人事局と共催で官民人事交流に関する説明会及び意見交換会を開催し、計 225 社に対して官民人事交流制度の P R を行った。本説明会終了時に実施したアンケートでは、民間企業の出席者の 90.7% が官民人事交流を実施したい又は検討したいと回答し、実施の効果が認められた。

また、地方の経済団体等を訪問して、制度説明及び広報協力依頼を行ったところ、経済団体主催会合における会員企業への説明を 5 回実施することができ、255 社に対して P R した他、経済団体から会員企業約 6,000 社へパンフレット及びリーフレットを配布するなどの P R 効果があった。

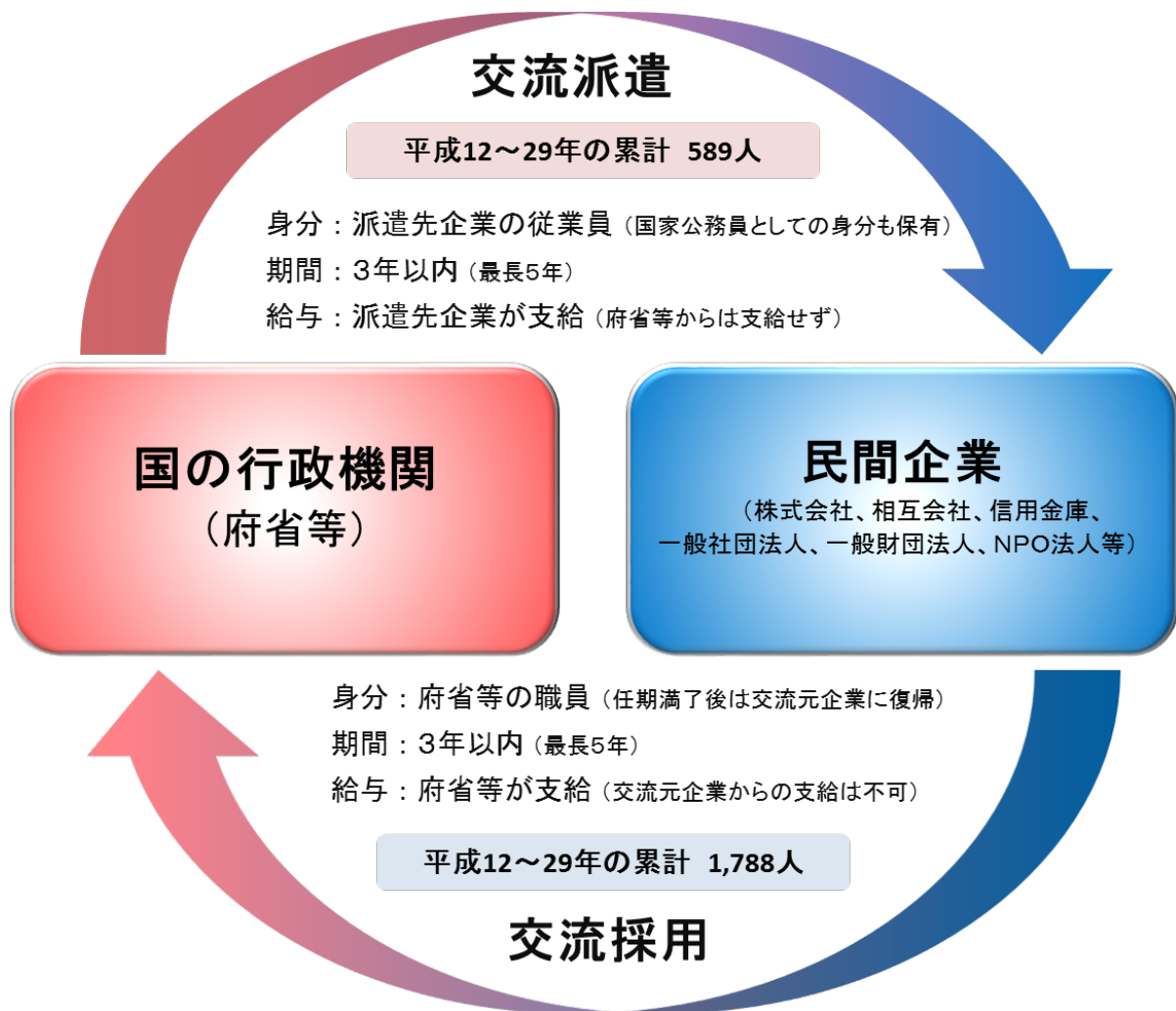
よって、今年度は昨年度同様の取組を一層積極的に行うとともに、昨年度の訪問時に経済団体にヒアリングした結果、過去の訪問から年数が経過している都道府県では制度の認知度が低いことが判明したため、本年度から、過去に訪問した都道府県の経済団体に対して電話による会員企業への周知依頼をすることによって、効率的に制度の定着に向けた取組を行う。昨年度リーフレットの部数が不足したことに加え、この取組によって、パンフレット及びリーフレットの必要部数が増えるため、今年度は印刷部数を増やしている。

さらに、官民人事交流を新規に開始した民間企業へのアンケートを、今年度実施して回答を分析することによって、新たな観点から効果測定を行い、その結果を基に、より効果的な広報活動方法を検証して実施する。

官民人事交流制度

官民人事交流は、国と民間企業との間の人事交流を通じて、相互理解の促進、双方における人材の育成、組織の運営の活性化等を図る取組であり、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）」に基づき行われている。

平成12年3月に制度が始まって以来、官民人事交流を実施した民間企業は600社を超えており、今後、更にその推進を図っていくこととしている。



※ いずれか一方のみを実施することも、双方を実施することもできる。

詳細は→ <http://www8.cao.go.jp/jinzai/index.html>